

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、高知県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書を持って乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては高知県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成7年8月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年7月26日

甲 高知市丸の内1丁目2番20号
高 知 県
高知県知事

乙 東京都 丁目1番38号
社団法 建築協会
会 長